

市立小・中学校等カーテン及び寝具クリーニング業務

仕様書

1 件 名

市立小・中学校等カーテン及び寝具クリーニング業務

2 履行場所

市立小・中学校及び義務教育学校（別紙1）

3 契約期間

契約締結日から令和8年8月25日

4 業務内容

- (1) 市立小中学校等の契約対象カーテン及び寝具類を回収し、クリーニング後各校の指定場所に納品すること。（別紙1）
- (2) 回収と納品は、7月22日（水）から8月25日（火）（学校閉庁日（8月7日（金）～8月20日（木）以外）の平日の9時から16時の間で実施すること。また、回収、納品時学校に訪問する際は、訪問前に電話をすること。
※具体的な日時は、契約締結後、教育総務課と調整の上決定する。
- (3) クリーニングをするにあたり、汚れを十分に落とし、生地を損傷せぬよう充分留意すること。
※クリーニングをするにあたり、汚れが十分に落ちないようなもの、クリーニングにより生地が損傷する恐れがあるものについては、教育総務課と別途協議の上決定する。
- (4) 洗剤は良質のものを使用し、すすぎは充分に行い、洗剤が残らないようにすること。
- (5) 梱包については、1枚ずつ個包装すること。

5 クリーニングの対象物品

別紙、各校対象物参照

6 留意事項

- (1) 敷地内への車の出入りについては、児童・生徒の安全に配慮し、細心の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育総務課と協議すること。